

## 東京医療保健大学人事委員会規程

### (設 置)

第1条 東京医療保健大学学則第55条の2及び東京医療保健大学大学院学則に基づき東京医療保健大学医療保健学部、東が丘看護学部、立川看護学部、千葉看護学部、和歌山看護学部、助産学専攻科、大学院医療保健学研究科、大学院看護学研究科及び大学院和歌山看護学研究科に係る教員人事に関する事項について選考・審議を行い大学経営会議に提案するため、東京医療保健大学人事委員会(以下「人事委員会」という。)を置く。

### (人事委員会の構成)

第2条 人事委員会は次の者をもって構成する。

学長、各学部長、各学科長、助産学専攻科長、各研究科長、  
大学経営会議室長、事務局長。

2 人事委員会委員長は学長をもって充てる。

### (教員選考等)

第3条 人事委員会は大学経営会議が定めた東京医療保健大学教員選考基準に基づき公正・厳正に教員選考を行う。

2 教員の採用・昇格等に関する選考に当たっては、原則として人事委員会に人事委員会委員を構成員とする教員選考委員会を置く。

3 教員選考委員会は、教員選考審査の結果を人事委員会に報告する。

4 人事委員会においては、前項の教員選考審査の結果に基づき審議を行い、大学経営会議に提案する。

5 人事委員会及び教員選考委員会における教員選考審査に関する議事内容については非公開とする。

### (人事委員会の運営等)

第4条 人事委員会の運営等に関することについては別に定める。

### (事務局)

第5条 人事委員会の事務は、総務人事部が行う。

附 則 この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は令和2年4月1日から施行する。